

令和元年九月十四日（土）

午後三時～四時半三十分

古文書講座第六回

氷室神社直会殿

講師…（一財）氷室神社文化興隆財団

代表理事 大宮 守友

（一財）氷室神社文化興隆財団主催

古文書講座

～奈良地域史料を読む～

第六回 御番所様宛南市町願書他

ひさしより

服戸四
漫々

一 當面に見えぬ大の足るから一まゝ山崎清
日野は友と云はれぬ友と云へば友と云はれぬ
たぬと云へば友と云へば友と云へば友と云へば
此友友と云へば友と云へば友と云へば友と云へば
やうに云へば友と云へば友と云へば友と云へば
此友友と云へば友と云へば友と云へば友と云へば

寛政九年九月十七日

服戸
年言

らきほ


は
まきほ


物事本意中

四代中

No.

乍恐御願奉申上候

南市町

役人共

一当町番小屋之儀者、町内西之出口ニ

御座候而、此所ニ而常番并自身番等

相勤来リ申候処、甚不勝手ニ御座候、

然ル所、右番小屋殊之外破損仕候ニ付、

町内中程ニ東西北方江之見通シニ而、

勝子宜場所ニ明地御座候ニ付、此所江

右番小屋引直シ番小屋相建、常番

No.

并自身番等相勤申度候ニ付、此段

御願奉申上候、御聞届被成下候ハ、

難有可奉存候、以上

南市町

寛政九丁巳年正月廿日 年寄 多郎兵衛

月行司庄 七

御番所様

脇戸町

役人共

一当町内ニ有之火の見屋ぐら之義、北側続キ者

日野屋友三所持屋敷ニ有之、右やぐら友三所持

座敷江
こ
ち
た
水
縣心
り
御座
候哉
之様
相見
罷有
候処

此度友三方右座敷取扨申度旨申之、尤右

やぐらニ少々朽腐り候所も有之候様奉存候ニ付乍恐

此段書付を以御届奉申上候、以上

脇戸町

寬政九年巳年四月十七日

年
实
可

与兵衛印

同断

半兵衛印

物心年寄中

町代中